

発熱外来認定医療機関の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関（以下、「発熱外来認定医療機関」という。）の認定に関し必要な事項を定めることにより、発熱のある者の診察及び新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い者に対する検査の体制を確保することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 医療法の規定に基づく開設の届出を行った病院又は診療所（以下、「医療機関」という。）であって、奈良県に所在するものを認定の対象とする。

(認定の基準)

第3条 発熱外来認定医療機関の認定は、次の基準を満たす場合に行うものとする。

- (1) 発熱のある者の診察及び新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い者への検査を実施すること。
- (2) 診察又は検査を実施するに当たり、適切な感染対策を講じていること。
- (3) 検査の実施に必要な体制を確保していること。
- (4) 検査を実施した件数及び検査結果等を奈良県に報告すること。
- (5) 診察及び検査の内容、その他受診にあたっての留意事項について、インターネットの利用その他の方法により公表すること。

(認定の申請)

第4条 医療機関の開設者は、この要綱による認定を受けようとするときは、次に掲げる書類を奈良県医療政策局長に提出して申請するものとする。

- (1) 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」としての認定申請書（様式1）
- (2) 自主検査結果の届出書 兼 誓約書（様式2）

(認定)

第5条 奈良県医療政策局長は、前条により申請を行った医療機関（以下、「申請医療機関」という。）が第3条に規定する認定基準に適合しているときは、発熱外来認定医療機関の認定を行うものとする。

(認定書の交付)

第6条 奈良県医療政策局長は、前条の規定により認定した場合は、申請医療機関に対して認定書(様式3)を交付するものとする。

(認定事項の変更の届出)

第7条 発熱外来認定医療機関は、第4条の規定により提出した書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、その旨を奈良県医療政策局長に対し変更届出書(様式4)により、届けるものとする。

2 奈良県医療政策局長は、前項の規定による届出を受理したときは、発熱外来認定医療機関に対し、様式3による認定書を書き換えて交付するものとする。

(認定の廃止等)

第8条 発熱外来認定医療機関は、次のいずれかに該当する場合は、奈良県医療政策局長から交付を受けた認定書を添えて、速やかに奈良県医療政策局長に対し廃止届出書(様式5)に届け出なければならない。

- (1) 自ら認定を辞退しようとするとき。
- (2) 認定を受けた医療機関を廃止したとき。

(実施状況の報告)

第9条 奈良県医療政策局長は、発熱外来認定医療機関に対し、診察及び検査の実施状況について報告を求めることができる。

(認定の取り消し)

第10条 奈良県医療政策局長は、発熱外来認定医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定により提出された書類の記載内容に虚偽が判明したとき。
- (2) 第3条に規定する認定基準の不適合や改善事項が判明し、改善を求めても改善されないとき。
- (3) 医療法等に規定する重大な違反があったとき。

(県民への情報提供)

第11条 奈良県医療政策局長は、発熱外来認定医療機関の認定の状況を奈良県公式ホームページ等で公表するものとする。

(所掌)

第12条 この認定制度に関する事務は、奈良県医療政策局地域医療連携課で所掌する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。